

2020年度 法科大学院

第1期入学試験問題

4時限

民事訴訟法・刑事訴訟法

(論文式)

試験時間合計 80分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民事訴訟法]

確認の利益が存するか否かの判断は、次の3つの視点から行われるとする見解が有力である。すなわち、原告・被告間の紛争解決にとって、①確認訴訟という手段が有効・適切か、②確認の対象として選んだ訴訟物が有効・適切か、③原告の法的地位に危険や不安が現存し、これを解消するために当該確認判決を得ることが必要かつ適切か、である。これら①～③について、具体例を示して説明しなさい。

(解答は全て解答用紙に記入すること)

[刑事訴訟法]

(1) 所持品検査が許されるか、許されるとしてもいかなる場合かについて、過去の最高裁判例を踏まえて、下記の〔 〕内の用語をすべて使用して説明しなさい。

なお、関係する法令を必ず摘示すること。

[職務質問、付随行為、相手方の承諾、捜索に至らない程度の行為、所持品検査の必要性・緊急性]

(2) (1)を前提として、所持品検査が許される具体例、許されない具体例を挙げて、その違いについて、説明しなさい。なお、具体例については自分で想定してよい。